

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社アクセル			コード	6730
提出日	2026/6/1	異動(予定)日	2026/6/18		
独立役員届出書の提出理由	2026年6月18日開催の定時株主総会終結の時をもって、現在独立役員として届け出ている社外取締役 鈴木真巨氏が退任するため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	三村勝也	社外取締役	○														○		有
2	西坂禎一郎	社外取締役	○														△		有
3	五十島滋夫	社外取締役	○														○		有
4																			
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		三村勝也氏を独立役員に指定した理由は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての財務・会計に関する専門的な知識・経験に加えて、当社が独自に定める「独立役員の指定に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない取締役である点等を考慮して適切な人材であると判断した結果であります。
2	西坂禎一郎氏が過去に在籍(2012年10月退職)したルネサスエレクトロニクス株式会社と当社との間には当社製品の製造委託にかかる仕入の取引関係があるものの、同氏が同社の職を辞してから13年が経過しており現時点においては同社との間に何らの関係もなく、同氏の監査等委員である社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼさないものと考えております。	西坂禎一郎氏を独立役員に指定した理由は、当社が属する半導体業界における長年の多様な業務、新規事業分野を含めた事業推進に必要とされる豊富な経験と幅広い見識等に加えて、当社が独自に定める「独立役員の指定に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない取締役である点等を考慮して適切な人材であると判断した結果であります。
3		五十島滋夫氏を独立役員に指定した理由は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての財務・会計に関する専門的な知識・経験、事業会社の経営に関する知見に加えて、当社が独自に定める「独立役員の指定に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない取締役である点等を考慮して適切な人材であると判断した結果であります。
4		
5		

4. 補足説明

<p>独立役員の指定に関する基準</p> <p>当社は、以下のとおり社外取締役の独立性に関する基準を定めております。</p> <p>社外取締役の独立性に関する方針として、会社法が定める社外取締役の基準を満たすとともに、以下の要件を満たす者を独立役員として選任いたします。</p> <p>1. 次の事項に該当する場合は「独立役員」とは言えないと判断いたします。</p> <p><取引関係></p> <p>①当社グループの主要な取引先(注1)の業務執行者(注2)</p> <p><主要株主></p> <p>②当社グループの10%以上の議決権を保有している株主又はその業務執行者</p> <p>③当社グループが10%以上の議決権を保有している者の業務執行者</p> <p><アドバイザー・専門的サービス提供者></p> <p>④当社グループの法定監査を行う監査法人の社員、パートナー又は従業員</p> <p>⑤当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家</p> <p><社外役員の「持ち合い」関連(相互就任)></p> <p>⑥当社グループの業務執行者が他の会社にて社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者</p> <p><寄付先></p> <p>⑦当社グループから年間1,000万円を超える寄付又は助成を受領している団体の業務執行者</p> <p><近親者></p> <p>⑧上記①から⑦までの、配偶者又は2親等内の親族もしくは同居の親族</p> <p><その他></p> <p>⑨過去3年間に於いて上記①から⑧に該当していた者</p> <p>2. 上記形式要件以外にも実質的な独立性を慎重に考慮するものといたします。</p> <p>3. 独立役員は、上記1に定める要件のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに当社に報告するものといたします。</p> <p>(注)</p> <p>1. 「主要な取引先」とは、その直近の年間取引金額が当社の売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものを意味しております。</p> <p>2. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人等を意味しております。</p> <p>3. 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、法人・団体の場合は連結売上高の2%を超えることを意味しております。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。